

監査結果報告

佐世保市監査委員監査基準に従い、監査を実施したので報告する。

- 1 監査の種類 財務監査（定期監査）
- 2 監査の対象 総務部
総務課、職員課、秘書課、D X推進室
- 3 監査の期間 令和4年1月11日（火）～令和4年2月22日（火）

4 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

5 監査の実施内容

令和3年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

6 監査の結果

上記、記載のとおり監査した限りにおいて、収入事務、契約事務、財産管理事務につき、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

【指摘事項】

1. 収入事務

- ① 佐世保市職員き章実費弁償金ほかにおいて、佐世保市職員き章・胸章はい用規程第6条第1項で「き章又は胸章を紛失又は破損したときは、直ちにき章・胸章紛失等届及び再貸与願…を人事担当課長に提出し、その実費を弁償して再貸与を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実費弁償の前に再貸与していた。

(職員課)

- ② 佐世保市職員き章実費弁償金において、佐世保市財務規則第268条の2第1項で「令第171条の規定による督促は、納期限後20日以内に文書を発して行うものとする。」と規定されているにもかかわらず、督促状を遅れて発送していた。

(職員課)

督促状未発送の件については、他の部局でも指摘している事項である。規則等の内容を再確認し、部内での周知徹底を図られ、適正な事務処理を行われたい。

2. 契約事務

- ① 広報させぼ配布業務契約（増ページの配布単価）において、佐世保市財務規則第176条第1項で「随意契約を締結しようとするときは、…予定価格を定めるものとする。」と規定されているにもかかわらず、予定価格を設定せず、見積金額をもって契約を締結していた。

(秘書課)

- ② 佐世保市PRバッジ販売業務及び販売代金徴収委託契約において、佐世保市財務規則第83条第1項で「…歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、「広報させぼ」に登載しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、「広報させぼ」に登載しないまま徴収事務をさせていた。

(秘書課)

契約事務の執行については、規則等を再確認し、適正な事務処理を行われたい。

3. 財産管理事務

- ① 備品において、佐世保市物品会計規則第15条第3項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあつた。

(DX推進室)

備品の管理については、他の部局でも指摘している事項である。備品は市民の財産であることを再認識し、管理者が責任を持って管理を徹底されたい。